入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年８月４日
分任支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部副本部長
（艦船車両担当）菊地　芳勝
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第27号
１　掲載日
①　平成23年６月17日第12号
（号外政府調達第112号）
②　平成23年７月12日第19号
（号外政府調達第129号）
２　訂正内容
⑴　１①10ページ３段目上から５行目
「１⑵㉑～㉕　平成23年８月４日18時00分」を
「１⑵㉑～㉔　平成23年８月４日18時00分」に訂正し、５行目下に「１⑵㉕　平成23年９月８日18時00分」を追加します。
⑵　１①10ページ３段目上から24行目
「１⑵㉕　平成23年８月５日13時50分」を
「１⑵㉕　平成23年９月９日13時20分」に訂正します。
⑶　１②７ページ２段目上から12行目
「１⑵①～㉚」を
「１⑵①～④、⑦～⑩、⑭～㉚」に訂正し、15行目下に「１⑵⑤～⑥、⑪～⑬　免除」を追加します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成23年８月４日
契約担当役
独立行政法人福祉医療機構
経理部長　尾形　朋輝
◎調達機関番号　568　◎所在地番号　13
１　掲載日
平成23年７月15日（号外政府調達第132号）
２　訂正内容
16ページ４段目中、２競争参加資格⑵の「「物品の製造」」を「「物品の製造」又は「物品の販売」」に、17ページ１段目中、同⑶の「「役務の提供等」」を「「物品の製造」又は「物品の販売」」に、訂正します。
また、17ページ２段目中、５ Summary ⑹②「manufacturing who are classified as “A” or “B” or “C” by the Welfare and Medical Service Agency’s qualification for participating in tenders」を「manufacturing or selling business who are classified as “A” or “B” or “C” by the Welfare and Medical Service Agency’s qualification for participating in tenders」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年８月４日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　下保　　修
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　H23・24圏央道下大崎地区高架橋上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所
自）埼玉県南埼玉郡白岡町柴山
至）埼玉県久喜市菖蒲町上大崎
⑷　工事内容
下大崎第一高架橋（上り線、下り線）
鋼９径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝317m
支間長：34.3ｍ＋35ｍ＋２@37ｍ＋３@35m＋34m＋33.3m
幅員：10.510m
下大崎第二高架橋（上り線、下り線）
鋼９径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝364m
支間長：40.3m＋41m＋42m＋５@40m＋39.3m
幅員：10.510m
下大崎第三高架橋
（上り線）
鋼９径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝330m
支間長：34.3ｍ＋35ｍ＋３@36ｍ＋３@38m＋37.15m
幅員：10.520m
（下り線）
鋼９径間連続少数鈑桁橋　Ｌ＝320m
支間長：34.3m＋35m＋５@36m＋34m＋35.15m
幅員：10.510m～13.710m
工場製作工　約3,620ｔ
工場塗装工　約43,780㎡
現場塗装工　約2,600㎡
架設工　１式、合成床版工　約23,030㎡
支承工　１式、落橋防止装置工　１式
橋梁付属物工　１式
坂田歩道橋
輸送工　１式、架設工　１式
橋面舗装工　約250㎡
⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年３月25日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約3,620ｔ
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「少数桁の品質管理に係わる桁架設時の具体的な工夫」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）
⑾　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５．⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は大宮国道事務所のホームページにより公表する。
⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒂　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページhttp://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。